

租税特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現 行

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十一一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第一条の二)	第一章 同上
第二章 所得税法の特例	第二章 同上
第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)	第一節 同上
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 同上
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)	第一款 同上
第二款 準備金(第二十条—第二十一条)	第二款 同上
第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)	第三款 同上
第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)	第四款 同上
第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)	第五款 同上
第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)	第三節 同上
第四節 山林所得及び譲渡所得等	第四節 同上
第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)	第一款 同上
第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)	第二款 同上
第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)	第三款 同上
第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)	第四款 同上
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)	第五款 同上
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)	第六款 同上
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)	第六款の二 同上
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)	第七款 同上
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三三十六条の二—第三十六条の五)	第七款の二 同上
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三	第八款 同上

目次

第一章 同上	第一章 同上
第二章 同上	第二章 同上
第一節 同上	第一節 同上
第二節 同上	第二節 同上
第一款 同上	第一款 同上
第二款 同上	第二款 同上
第三款 同上	第三款 同上
第四款 同上	第四款 同上
第五款 同上	第五款 同上
第六款 同上	第六款 同上
第六款の二 同上	第六款の二 同上
第七款 同上	第七款 同上
第七款の二 同上	第七款の二 同上
第八款 同上	第八款 同上

十七条—第三十七条の九の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等 (第三十七条の十一—第三十八条)

第十款 その他の特例 (第三十九条—第四十条の三)

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第四十条の四—第四十条の六)

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第四十条の七—第四十条の九)

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除 (第四十一条—第四十一条の三の二)

第六節 その他の特例 (第四十一条の四—第四十二条の三)

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例 (第四十二条の三の二)

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例 (第四十二条の四—第五十四条)

第二節 準備金等 (第五十五条—第五十七条の十)

第三節 鉱業所得の課税の特例 (第五十八条・第五十九条)

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (第五十九条の二)

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例 (第六十条)

第三節の四 國際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例 (第六十条の二)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例 (第六十一条)

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例 (第六十一条の二・第六十一条の三)

第四節の二 交際費等の課税の特例 (第六十一条の四)

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (第六十二条・第六十二条の二)

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率 (第六十二条の三・第六十二条)

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例 (第六十四条—第六十五条の二)

第二款 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除 (第六十五条の三—第六十五条の五)

第九款 同 上

第十款 同 上

第四節の二 同 上

第一款 同 上

第五節 同 上

第六節 同 上

第三章 同 上

第一節 同 上

第一節の二 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第三節の二 同 上

第三節の三 同 上

第三節の四 同 上

第三節の五 同 上

第四節 同 上

第四節の二 同 上

第五節 同 上

第五節の二 同 上

第五節の三 同 上

第五節の四 同 上

第六節 同 上

第六節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第六十五 条の五

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六

十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六

十六条の四の二）

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・

第六十六条の五の三）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条

の六—第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課

税の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一—第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九—第六

十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一—第六十八

条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の

課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十四節の二 國際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法

人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十

八条の六十三の三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六

第二款の二 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第七節 同 上

第七節の二 同 上

第七節の三 同 上

第七節の四 同 上

第七節の三 同 上

第十五節 同 上

十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十
八・第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一—第六十八条の七十
三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の
七十四—第六十八条の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七
十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—
第六十八条の八十五の三）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条
の八十八・第六十八条の八十八の二）

第二十三節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六
十八条の八十九）

第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八条
の八十九の二・第六十八条の八十九の三）

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条
の九十一第六十八条の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外國法人に係る所得の課
税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の百
十一）

第四章 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第二款 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の六）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の五）

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第三節 挥発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八条の五—第九十条の三）

（三）

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十五）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条—第九十八条）

附則

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 省略

2・3 省略

4 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この項において「組合契約」という。）に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「組合財産」という。）又は信託（受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。以下この項において同じ。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が第一項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該組合契約に係る組合の業務を執行する者又は当該信託の受託者（以下この項、第十一項、第十二項及び第十四項において「業務執行者等」という。）が次に掲げる要件を満たしている場合に限り、適用する。

一・二 省略

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節の三 同上

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十三）

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 同上

2・3 同上

4 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この項において「組合契約」という。）に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「組合財産」という。）又は信託（受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。以下この項及び第十四項において同じ。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が第一項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該組合契約に係る組合の業務を執行する者又は当該信託の受託者（以下この項、第十一項、第十二項及び第十四項において「業務執行者等」という。）が次に掲げる要件を満たしている場合に限り、適用する。

一・二 同上

非居住者又は外国法人が信託（その信託の受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子につき第四項の規定により第一項の規定の適用を受ける場合における同項、第四項、第十項から第十四項まで、第十六項及び前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	「当該特定振替機関等」	「特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）」
第一項第一号イ	「当該特定振替機関等」	「特定受託者の」
第一項第一号ロ	「当該特定振替機関等」	「特定受託者及び当該特定振替機関（振替機関）」
第四項第一号	「）及び	「）並びに
第十項	「特定振替機関等」	「特定受託者の」
第十一項	「提出した特定振替機関等」	「提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債」

第十四項	第十三項	第十二項		
提出した特定振替機関等	特定受託者	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項及び第二十四項において同じ。）	の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項目及び第二十三項において同じ。）

				等に係る特定振替機関に限る。第十六項において同じ。」
第十六項	特定振替機関等を	特定受託者を	特定受託者及び	
第二十二項	特定振替機関等及び	当該特定振替機関等	当該特定受託者に係る特定振替機関	
第二十三項第三号及び前項第三号	特定振替機関等	特定受託者	特定受託者及び	
	提出した同条第一項	提出した同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第十一項又は第十二項	当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）	

26 特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は第二十四項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(振替社債等の利子等の課税の特例)

第五条の三 省 略

2~4 省 略

5 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項の規定は、特定振替社債等の利子等について準用す

25 特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(振替社債等の利子等の課税の特例)

第五条の三 同 上

2~4 同 上

5 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで及び第二十四項の規定は、特定振替社債等の利子等について準用す

について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第六項										前条第四項			前条第三項			前条第二項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上						同上						同上					
同上																	
同上																	

前条第十五項		前条第十四項	前条第十二項								前条第十項				前条第九項	前条第八項
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上	同上								同上				同上	同上
同上																
同上																

		第二十四項まで	この項
前条第二十五項の表第一項第二号の項	第一項第二号	次条第一項第二号	
前条第二十五項の表第四項第一号の項	の特定受託者	の特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）	
前条第二十五項の表第二十一項の項	提出した同条第一項	提出した同法第五条の三第一項	
同条第十一項又は第十二項	同条第十二項	同条第十二項	

6・7 省略

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 省略

2・7 省略

8 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日以後に発行された特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者（以下この項において「保管支払取扱者」という。）で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他財務省令で定める事項（以下この項及び第十三項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取

6・7 同上

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 同上

2・7 同上

8 同上

扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に對し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第十項及び第十三項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納稅地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合は、その指定をされた納稅地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一 当該利子の支払を受けるべき者が全て当該特定民間国外債の発行をする者の特殊關係者でない非居住者又は外国法人である場合 その旨

二 省 略

10 第八項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている民間国外債をいう。

一 当該民間国外債の発行をする者が締結する引受け契約等（債券の発行に係る引受け、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるもの（以下この号において「引受け等」という。）に関する契約をいう。以下この号において同じ。）に、当該民間国外債の引受け等を行う者は、当該民間国外債を居住者、内国法人（国内金融機関等を除く。）並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊關係者である非居住者及び外國人（国内金融機関等を除く。）並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊關係者である非居住者及び外国法人（当該民間国外債の発行をする者の特殊關係者である非居住者又は外国法人であつて当該引受け契約等を締結する者が、当該引受け契約等を締結する他の者が当該引受け契約等に基づく募集又は売出しその他これらに準ずるものに際して当該引受け契約等に係る当該民間国外債の全部を得させ、又は売り付けることができなかつた場合におけるその残部を、当該引受け契約等を締結する他の者から取得し、又は買い付ける場合における当該引受け契約等を締結する者を除く。）に對して当該引受け契約等に基づく募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあること。

11 13 省 略

11 13 同 上

10 9 同 上

二 同 上

一 当該利子の支払を受けるべき者がすべて当該特定民間国外債の発行をする者の特殊關係者でない非居住者又は外国法人である場合 その旨

二 同 上

10 9 同 上

一 当該民間国外債の発行をする者が締結する引受け契約等（債券の発行に係る引受け、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるもの（以下この号において「引受け等」という。）に関する契約をいう。）に、当該民間国外債の引受け等を行う者は、当該民間国外債を居住者、内国法人（国内金融機関等を除く。）並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊關係者である非居住者及び外國人（国内金融機関等を除く。）並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊關係者である非居住者及び外国法人（当該民間国外債の発行をする者の特殊關係者である非居住者又は外国法人であつて当該引受け契約等を締結する者が、当該引受け契約等を締結する他の者が当該引受け契約等に基づく募集又は売出しその他これらに準ずるものに際して当該引受け契約等に係る当該民間国外債の全部を得させ、又は売り付けることができなかつた場合におけるその残部を、当該引受け契約等を締結する他の者から取得し、又は買い付ける場合における当該引受け契約等を締結する者を除く。）に對して当該引受け契約等に基づく募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあること。

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第十条 省 略

255 省 略

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十六年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の年分において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けた金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一・二 省 略

7 13 省 略

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十日まで）の期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した場合並びに掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額を限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第十条 同 上

255 同 上

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十四年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の年分において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けた金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一・二 同 上

7 13 同 上

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との

(以下この項において「普通償却額」という。)と特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却額を控除した額に相当する金額)をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち政令で定めるもの

イ 太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する認定発電設備に該当するものに限る。)

ロ 化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。)以外のエネルギー資源(太陽光及び風力を除く。)

ハ エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産(イ及びロに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。)

二 省略

2→10 省略

(中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の三 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号又は第二号に掲げる減価償却資産については、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装

合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 同上

2→10 同上

(中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の三 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号又は第二号に掲げる減価償却資産については、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装

置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第四号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに工具、器具及び備品（工具、器具及び備品については、事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二～四 省 略
2～10 省 略

第十条の四 削除

置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第四号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二～四 同 上
2～10 同 上

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四 青色申告書を提出する個人で沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備で政令で定める規模のもの（以下この条において「経営革新設備等」という。）を取得し、又は経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の額の計算上、当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十四（建物及びそ

の附属設備については、百分の一二十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2| 前項の規定により当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該経営革新設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該経営革新設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3| 第一項に規定する個人が、指定期間に内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されることのない経営革新設備等を取得し、又は経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該経営革新設備等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該経営革新設備等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4| 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した経営革新設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5| 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四

年内の各年（その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6| 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した経営革新設備等については、適用しない。

7| 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、経営革新設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8| 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9| 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10| その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二十一条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五 青色申告書を提出する個人（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において

第十条の五 同 上

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

「適用年」という。)において、第二号に掲げる要件を満たす場合(同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。)において、当該個人が雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)第五条第一項に規定する適用事業(他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。第四項において「適用事業」という。)を行つているときは、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円に当該個人の基準雇用者数を乗じて計算した金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十(当該個人が中小企業者(第十条第四項に規定する中小企業者をいう。第二号イにおいて同じ。)である場合には、百分の二十)に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 省 略

二 次に掲げる要件(当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件)の全てを満たしていること。

イ ハ 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 基準雇用者割合 基準雇用者数の当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

四・六 省 略

3・5 省 略

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十条の六 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち一以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額が当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額(以下この条において「所得税額超過額」という。)は

一 同 上

二 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ ハ 同 上

2 同 上

一・二 同 上

三 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

四・六 同 上

3・5 同 上

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十条の六 同 上

、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一五省略

六省略

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十条の二第一項から第三項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項又は第十条の三第四項の規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項において「超過年」という。）の翌年以後の各年分（超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第十条第八項第四号、第十条の二第五項若しくは第十条の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの若しくは第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4・5省略

一五同上

六 第十条の四第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七同上

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十条の二第一項から第三項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項、第十条の三第四項又は第十条の四第四項の規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項において「超過年」という。）の翌年以後の各年分（超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第十条第八項第四号、第十条の二第五項若しくは第十条の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの若しくは第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4・5同上